

また 税申告のお知らせ

◆確定申告に関するお問合せ 小田原税務署 電話 35-4511(代) 〒250-8511 小田原市荻窪 440 番地
◆住民税申告に関するお問合せ 松田町役場 税務課 電話 83-1224 〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地

令和3年1月1日発行
編集／発行
松田町役場 税務課

税理士会 無料 申告相談・三税申告相談

所得税（国）、個人事業税（県）、住民税（県、市町村）の申告相談、また東京地方税理士会の税理士による無料申告相談会を開催します。
※小規模納税者の所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税の申告（土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合を除く）を対象としています。
※申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に提出してください（郵送可）。
※所得金額が高額な場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合、相談内容が複雑な場合、すでに税理士に依頼されている場合は、ご遠慮ください。

開催日	場所	時間
2月2日（火）	湯河原町役場 3階 会議室	<相談> 9：30～12：00 13：00～16：00
	箱根町役場 分庁舎 4階 会議室	
2月3日（水） 2月4日（木）	小田原市川東タウンセンター マロニエ3階マロニエホール	<受付> ※相談可能人数に達した場合、受付を締め切ります。 特に毎年、午前中が混雑します。 受付時間は各会場とも15時までとなります。 ※お住まいの地域以外の会場もご利用いただけます。
2月5日（金）	山北町立生涯学習センター 2階 会議室 松田町民文化センター 1階 展示ホール	
2月8日（月）	中井町役場 3階 大会議室	2月9日（火） 2月10日（水）
	真鶴町民センター 3階 講堂	
2月12日（金）	南足柄市役所 5階 大会議室	2月12日（金）
	大井町生涯学習センター 2階 会議室 開成町民センター 3階 大会議室	

問合せ 【所得税および復興所得税、消費税および地方消費税】
……小田原税務署 電話 35-4511（代）
【個人事業税】……小田原県税事務所 電話 32-8000（代）
【住民税】……税務課 町民税係 電話 83-1224

町役場でも申告用紙を配布します

申告用紙は、1月26日（火）から町役場税務課窓口でも配布します。
事前に申告に必要なものを整理し、申告会場へお越しください。医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

小田原税務署 確定申告の相談・受付

◆**所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場**
期 間 2月16日（火）～3月15日（月）※土、日および祝日を除く
ただし2月21日（日）および2月28日（日）は開設します。
時 間 受付 8：30～16：00（提出は17：00まで）
相談 9：00～17：00
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE アプリで国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」し、事前に日時指定の入場整理券を入手することができます。
※入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。
※体調のすぐれない方は来場を控えていただくようお願いいたします。入口で検温を実施し37.5度以上の発熱が認められる場合やマスクなどの着用が無い場合はご入場いただけません。
◆**申告期限および納期限** 納付は便利な振替納税や電子納税をご利用ください
所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日（月）
個人事業者の消費税および地方消費税 3月31日（水）
問合せ 小田原税務署 電話 35-4511（代）

公益社団法人 小田原青色申告会 確定申告指導会場

期 間 2月1日（月）～3月15日（月）※土曜日、祝日を除く
来場申し込み 9：00 申し込み～16：00 申し込み
来場日時 of 事前申し込み制を導入。詳しくは <https://www.aciro-odawara.com/>
場 所 青色会館 3階 大ホール（小田原市本町 2-3-24）
※個人情報保護の観点から、確定申告書をお預かりしての税務署提出と、e-Tax での申告については会員限定で承ります。
※年金・給与所得のみの未会員の方は、会場利用料が必要となります。
問合せ （公社）小田原青色申告会 電話 24-2614（事業課）

申告書には「マイナンバー」の記載が“毎回” 必要です

マイナンバー制度の施行に伴い、所得税の確定申告書や住民税申告書に個人番号の記載が必要です。小田原税務署と「確定申告期における国税関係書類に係る特定個人情報の取扱いに関する合意書」を取り交わすことにより、町に提出する確定申告書に本人確認書類の写しの添付が不要となりました。
提出の際に提示をお願いします。
本人確認書類は次のとおりです。

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）ができます。

マイナンバーカードをお持ちでない方

次の①、②の両方が必要です。
①番号確認書類 通知カード、マイナンバー入りの住民票の写し など
②身元確認書類 運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳 など



松田町役場 所得税・住民税申告の相談・受付

期 間 2月16日（火）～3月10日（水）※土、日および祝日を除く
場 所 役場1階 1A・1B会議室
時 間 9：00～11：00、13：00～16：00
※役場2階入口で検温を実施してからお入りください。

寄地区特設会場	日 程	時 間	会 場
	2月 9日（火）	9：00～11：30	田代地域集会施設
		13：00～16：00	弥勒寺多目的集会施設
	10日（水）	9：00～11：30	宇津茂地域集会施設
		13：00～16：00	
	12日（金）	9：00～11：30	虫沢地域集会施設
		13：00～16：00	萱沼地域集会施設

※**医療費控除を受ける手続きが変わりました**。詳しくは裏面をご覧ください。
※農業所得、不動産所得、事業所得の申告をされる方は、収支内訳書または青色申告決算書を作成しておいてください。
※租税公課に固定資産税を計上される方は、令和2年度固定資産税納税通知書または固定資産課税明細書をご利用ください。
※譲渡所得、住宅借入金等特別控除（1年目）、贈与税、相続税、消費税の申告相談は行えませんので、小田原税務署をご利用ください。
問合せ 税務課 町民税係 電話 83-1224

申告に必要なもの ～ 事前に整理しておきましょう ～

◆所得を証明するもの

- ・源泉徴収票や支払調書
- ・給与や年金以外の方は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却費の計算書などにより作成する収支内訳書や決算書

◆控除を証明するもの

- ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の所得税確定申告参考資料（公的年金から天引きの方は、年金の源泉徴収票）※圧着はがき
- ・医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書（詳しくは裏面をご覧ください）
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- ・寄附金控除を受ける方は、寄附金額を証明する書類

◆その他

- ・申告者のマイナンバーカード（お持ちでない方は左記をご覧ください）
- ・扶養親族のマイナンバーがわかるもの
- ・還付申告の方は、本人名義の預貯金口座の口座番号などの控え
- ・税務署から送られた「確定申告のお知らせ」はがき
- ・認印 など

ご注意ください 医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」が必要です

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他親族のために、令和2年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{令和2年に支払った} \\ \text{医療費の総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \\ \hline \end{array} \right) - \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円(所得の合計額が200万円までの方は} \\ \text{所得の合計額の5\%)} \\ \hline \end{array} \right\} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array}$$

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書（国税庁ホームページからダウンロードできます）」の添付が必要です。
※領収書は自宅で5年間保存する必要がある、税務署や市町村から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

【「医療費控除の明細書」には、次の項目を記載します。】

- ① 医療を受けた方の氏名
- ② 病院・薬局などの支払先の名称
- ③ 医療費の区分（次のどの区分に該当するか記載します）
診療・治療、介護保険サービス、医薬品購入、
その他の医療費
- ④ 支払った医療費の額
- ⑤ ④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

※①～⑤について、医療を受けた方、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。あらかじめ領収書などを整理し、計算を済ませておいてください。

※医療保険者から交付を受けた「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付すると明細書の記入が省略できますが、医療費通知の記載内容は保険者により異なりますので、使用できない場合があります。詳しくはご加入の各健康保険組合などにご確認ください。

セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、その年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」（通常の医療費控除との選択適用）を受けることができます。

《適用を受けられる方》

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている居住者が対象となります。

一定の取組とは、次の取り組みをいいます。

- ① 保険者（健康保険組合等）が実施する健康診査
【人間ドック、各種健（検）診など】
 - ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査
 - ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
 - ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
 - ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
 - ⑥ 市区町村が健康増進事業として実施するがん検診
- ※申告される方が一定の取組を行っている必要があります（申告される方と生計を一にする配偶者その他の親族の方が「一定の取組」を行っている必要はありません）。
※「一定の取組」に要した費用は控除の対象となりません。

対象となる医薬品は、医師によって処方される医薬品（医療医薬品）から薬局などで購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）とされています。

e-Tax の利用で申告手続きがさらに便利に！ 電子申告をはじめませんか

e-Tax（イータックス）を利用すると、インターネットを利用して国税の申告や申請などができます。また、これまでの「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタ」を使用するマイナンバーカード方式に、平成31年1月から「ID（利用者識別番号）」と「パスワード（暗証番号）」があれば利用できるID・パスワード方式が加わり、さらに便利になりました。利用方法は次のとおりです。

① ID・パスワードの申請

- ・税務署で職員と対面による本人確認の後、即日発行します。発行を希望される方は、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で申請してください。

② 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」へアクセス

- ・画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。（印刷して税務署へ提出も可能）
- ・確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。
- ・パソコン、スマホ、タブレット端末の利用が可能です。

③ ②で作成した申告書をe-Taxで送信（提出）

- ・①で取得したIDとパスワードを利用してe-Taxで送信すれば申告完了
- ・源泉徴収票などの添付書類は提出不要
- ・送信するデータの控えは、PDF形式で保存できます。

あなたの“申告相談必要度”をご確認ください

スタート

この表は、制度に基づき作成していますが、源泉徴収票の内容によっては、申告を必要とする場合もありますので、ご容赦ください。

令和3年1月1日現在、
松田町に住所がある

いいえ

松田町への申告は必要ありません。
令和3年1月1日現在に住所のある市区町村にお問い合わせください。

はい

収入の種類は？

- ① 無収入、非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）
- ② 公的年金収入が400万円以内400万円を超える場合はCへ
- ③ 給与収入
- ④ ①～③以外の収入（農業、事業、不動産所得、日給月給など）

①

同居の家族に扶養されている。
〔はいの場合 Aへ〕
〔いいえの場合 Bへ〕

②

公的年金以外に収入がある

はい

公的年金以外の所得が
20万円を超える。
〔はいの場合 Cへ〕
〔いいえの場合 Bへ〕
注1 参照

いいえ

公的年金収入が152万円以下である。
※65歳未満(1月1日現在)の方は102万円以下
〔はいの場合 Aへ〕
注1 参照

③

下記のいずれかに該当する。
① 給与収入が2,000万円以上ある。
② 2か所以上から給与をもらっている。
※年の途中で退職、就職があり、就職先で合算して年末調整した場合は除く。
③ 勤務先で年末調整をしていない。
〔はいの場合 Cへ〕

ゴール

A

原則、所得申告の必要はありません

お勤め先から課税資料が届かなかった場合などは、申告していただくことがありますので、課税資料は保管しておいてください。

B

住民税（町民税・県民税）の申告が必要です

（松田町役場へ申告してください。）

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定資料にもなる重要なものです。必ず申告してください。

注1）源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合がありますので、お問い合わせください。

C

所得税の申告が必要です（税務署、松田町役場など）

はい

給与以外の所得がある

いいえ

給与以外の所得が
20万円を超える。
〔はいの場合 Cへ〕
〔いいえの場合 Bへ〕

いいえ

下記のいずれかに該当する。
① 年末調整の内容に変更がある。
② 医療費控除などをうけたい。
〔いいえの場合 Aへ〕

はい

源泉徴収票の源泉徴収税額が
0円である。
〔はいの場合 Bへ〕
〔いいえの場合 Cへ〕

申告書の提出期限は
令和3年3月15日です

【ご注意ください】確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。